

事 務 連 絡

令和4年10月7日

住宅関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課  
国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当） 付

悪質リフォームに関する注意喚起について（協力依頼）

日頃より住宅生産行政及び住宅瑕疵担保対策行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、住宅リフォーム工事が安心して工事を行うことができる環境を整備するとともに、消費者が住宅リフォーム工事に関するトラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者庁と連携した悪質な点検商法等に関する注意喚起、消費者向け相談体制等の活用の促進、住宅リフォーム事業者団体登録制度等の取組を進めてきております。また、本年10月1日よりリフォーム等に関する瑕疵保険に加入した既存住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象とする等さらなる取組の強化を図ることとしております。

一方、このような対策については、本年6月の脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の成立等を踏まえ、省エネ改修の機運の高まりに乗じた悪質リフォームが増加することがないよう、より一層の対策の強化が求められております。

今般、消費者へ悪質リフォームに関する注意喚起を図るため、別添1のとおりチラシを作成しましたのでお知らせするとともに、貴団体におかれては、窓口における設置等により注意喚起へのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、同様の内容について、国土交通省から別添2のとおり都道府県・政令指定都市住宅生産行政担当部局にも周知している旨を申し添えます。

<担当>

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当） 付

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8492（夜間直通）

担当：企画専門官 山尾（内線39-454）

検査係長 巻田（内線39-448）

省エネルギーフォームをお考えの際は

# 悪質なリフォーム事業者にご注意ください!!

## 悪質なリフォーム事業者の勧誘手口にご注意!

省エネルギーフォームでは断熱材やサッシ、給湯器などの住宅設備を高性能なものに交換します。そのメリットは裏面をご参照ください。悪質なリフォーム事業者は様々な勧誘の手口で工事契約をさせようとするので十分に注意しましょう。

突然、家にやってきて…



近所で工事していたんですが、ふと見たら古い住宅設備のままですね。光熱費が安くなるので、すぐに最新の設備に交換した方がいいですよ。

今なら近所で工事をしているので、すぐに契約してもらえると特別に割引をしますよ。

国の制度改正で省エネルギーフォームが義務化(※)されましたので、ご自宅のリフォームが必要です。

↳※実際にはリフォームは義務化されていません。

## 悪質リフォームのトラブル事例

- 工事契約書の提示がなく口頭のみで強引に工事され、高額な工事費用を請求された。
- 工事中に不具合を見つけたと言って不要な工事をされ、追加費用を請求された。
- 工事費用を支払ったが工事予定日になっても工事が始まらず、リフォーム事業者と連絡が取れなくなった。
- 当初の予定と異なる住宅設備に勝手に変更され、請求額が増えていた。

## 悪質リフォームの被害を防ぐために

- いきなり「無料診断やってます」と訪問してきて、「異常がある」と不安をあおり、その場で契約を勧めてくる業者には注意しましょう。
- なるべく複数の業者から見積りをとりましょう。また、交渉時の相手の発言など、記録はこまめに残しましょう。
- 国土交通省の関連制度(裏面参照)を利用して、適正な情報を入手し、契約時やリフォーム後のトラブルに備えましょう。

## 悪質リフォームの被害にあった場合は

- 訪問販売などで悪質なリフォーム業者と契約をしてしまった場合、契約書面を受け取った日から原則8日間以内に書面または電磁的記録(電子メールの送付等)で通告すれば契約解除(クーリング・オフ)ができます。
- このほか、不要なリフォームを契約してしまった場合などは一人で悩まず、裏面の消費者ホットラインや住まいのダイヤルにご相談ください。



## クーリング・オフの方法(電子メール等の電磁的記録によることもできます)

- 『契約解除通知書』と題して、「契約日」、「工事名」、「契約金額」、「リフォーム事業者・担当者名」、「契約者の氏名・住所」に加え、契約を解除する旨をハガキなどの書面に記載します。
- 表裏コピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など「出した日付」が分かる方法で送ります。
- コピーと特定記録郵便などの受取証は大切に保管してください。

## 省エネリフォームとは

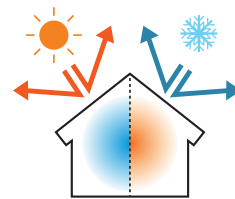
冬暖かく、夏涼しい!

省エネ住宅は『経済的』&『健康的』

省エネ設備の交換や建物自体の冷暖房効果を高めることで、必要なエネルギー消費を抑えることが可能です。断熱性能が高く、暖かい『省エネ住宅』は、住まい手の健康づくりにもつながります。



給湯器やエアコンといった設備を省エネ用の高性能なものに交換



「夏は涼しく、冬は暖かい」建物にすることで、冷暖房効果を高める

### 省エネリフォームのメリット

#### その1 光熱費の削減

断熱性を高め、エアコンの使用効率をupすることで、経済的な暮らしを実現。

#### その2 健康的な暮らし

居住空間の寒暖差を抑制できるのでヒートショックの防止が可能。

#### その3 環境にやさしい

エネルギー消費量を抑え、二酸化炭素の発生量を減らすことで環境にやさしい暮らしを実現。

## 国土交通省の関連制度のご案内

### リフォームかし保険

リフォーム時の「検査」と「保証」がセットになった保険制度です。

リフォーム後に不具合が見つかった場合は、その修理費用等を保険で賄うことができます。

■リフォームかし保険リーフレット [https://www.kashihoken.or.jp/individuals/reform/reform\\_1/](https://www.kashihoken.or.jp/individuals/reform/reform_1/)



### 住宅リフォーム事業者団体登録制度

要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することで、登録団体を通じて住宅リフォーム事業者の業務適正化を確保するとともに、消費者の業者選択の判断材料提供等に資する制度です。

■住宅リフォーム事業者団体登録制度(住宅リフォーム推進協議会) <https://www.j-reform.com/reform-dantai/>



### 既存住宅状況調査(インスペクション)

建築士が第三者の立場で住宅の劣化・不具合の状況を調査します。

必要なリフォーム工事の実施やその後のメンテナンスの計画を立てることができます。

■既存住宅状況調査とリフォームかし保険のご紹介動画(Youtube) <https://www.youtube.com/watch?v=ODycE3nCOH8>



### リフォーム見積チェックサービス(住まいるダイヤル)

一級建築士の資格を持つ経験豊富な相談員が、電話で相談をお受けします。相談員が住宅のリフォーム工事の内容や見積書の不明点や不安点などをうかがい、契約前で見積書等の内容をチェックします。

■リフォームに関する相談((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター) <https://www.chord.or.jp/reform/>



## おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を

■(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル ☎ 0570-016-100 または 03-3556-5147

受付時間は10:00~17:00(土・日・祝休日及び年末年始を除く)

■消費者ホットライン

188(局番なし)

事 務 連 絡

令和4年10月7日

都道府県・政令指定都市  
住宅生産行政担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅生産課  
国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付

悪質リフォームに関する注意喚起について（協力依頼）

日頃より住宅生産行政及び住宅瑕疵担保対策行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
国土交通省では、住宅リフォーム工事の消費者が安心して工事を行うことができる環境を整備するとともに、消費者が住宅リフォーム工事に関するトラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者庁と連携した悪質な点検商法等に関する注意喚起、消費者向け相談体制等の活用の促進、住宅リフォーム事業者団体登録制度等の取組を進めてきております。また、本年10月1日よりリフォーム等に関する瑕疵保険に加入した既存住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象とする等さらなる取組の強化を図ることとしております。

一方、このような対策については、本年6月の脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の成立等を踏まえ、省エネ改修の機運の高まりに乗じた悪質リフォームが増加することがないよう、より一層の対策の強化が求められております。

今般、消費者へ悪質リフォームに関する注意喚起を図るため、別添1のとおりチラシを作成しましたのでお知らせするとともに、貴部局におかれては、窓口における設置等により注意喚起へのご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。あわせて、貴管内の各市町村にも、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、同様の内容について、国土交通省から別添2のとおり関係団体にも周知している旨を申し添えます。

<担当>

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8492（夜間直通）

担当：企画専門官 山尾（内線39-454）

検査係長 巻田（内線39-448）